

## 単身者世帯の申込資格

一般世帯の申込資格の要件（アを除く）を備え、かつ、次の①～⑫のいずれかに該当する単身者の方は、2DK・2LDK・2DK+Sの間取り又は住戸専用面積が55㎡未満の募集団地について単身入居の申込みをすることができます。

ただし、家族を不自然に分割して申し込むことはできません。また、身体上著しい障害があるため常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は、単身入居の申込みをすることができない場合があります。

対象世帯	世帯要件
① 高齢者	年齢が60歳以上の方
② 身体障害者	身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が <b>1級から4級</b> までの方
③ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が <b>1級から3級</b> までの方
④ 知的障害者	療育手帳の交付を受け、その障害の程度が <b>A1からB2</b> までの方
⑤ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が <b>特別項症から第6項症までと第1款症</b> の方
⑥ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
⑦ 生活保護を受けている方	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
⑧ 中国残留邦人等に係る支援給付を受けている方	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（同法改正法附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている方
⑨ 海外からの引揚者	海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けており、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
⑩ ハンセン病療養所に入所者等に該当する方	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
⑪ 配偶者からの暴力に係る被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>■同法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方</li> <li>■同法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方</li> </ul>
⑫ 東京電力原子力事故被害者	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被害者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に平成23年3月11日時点で居住していた方 <ul style="list-style-type: none"> <li>■平成23年3月11日時点で居住していた市町村の居住実績証明を受けられる方</li> </ul>

※年齢は申込期間の最終受付日現在の年齢とします。